

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

茂木委員長 次に、長妻昭君。

長妻委員 民主党の長妻昭でございます。

端的に御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず、舛添大臣にお伺いしますけれども、紙台帳とコンピュータデータを照合してデータを正しくする、これは平成二十二年一月の日本年金機構発足までにやる、つまり二年一カ月でやるということでしょうか。

舛添国務大臣 私が申し上げますのは、新しい組織ができるときには、今一生懸命この記録問題の不備を解決しています、ぜひそこまでは何とか解決したいということでありまして、今工程表で決まっているのは、この七月に政府・与党で決めまして、来年の十月までの工程表が決まっています。

同時進行でこういつこともやっていますが、常に優先順位を決めてやっておりますので、このこ

とも、最終的には、委員御承知のように、どれだけの人手がかかるか、どれだけのコストがかかるか、こういことをしっかりと踏まえてやらないといけないと思いますが、私が申し上げたのは、新しい組織が生まれるまでにはこうい問題をぜひ解決したい、そういう決意でございます。

長妻委員 ちょっとこの前の、ことしの十月十五日参議院の予算委員会の答弁よりも若十二コアンスが違ってきているんですけれども、つまり、我々民主党は、今回の消えた年金問題で最大の解決策の一つは紙記録ですね。全国の自治体にもまだ残っているものもあります、捨てられているものもありますけれども、あるいは全国の社会保険庁の事務所、あるいは貸し倉庫、あるいは社会保険庁所有の倉庫、全部の紙記録を引っ張り出して、草の根分けても捜し出して、それをコンピュータデータと照合してコンピュータを正しくする、これは非常に重要だ。政府は期限を決めていない。いまだに決めていない。ここで柳澤大臣にも、期限を出してくれというのにまだに出していないんですね。

ところが、舛添大臣は、二十二年の一月の発足まで、つまりあと二年一カ月でやるということとを前回の参議院の予算委員会で答弁されて、翌日これは新聞記事、全紙でかかると出ていますよ。記事になっていきます。私もそう受けとめましたので、これは公約として、二年一カ月以内にやる、こういことをぜひ明言していただきたいんです。

舛添国務大臣 いつもいい御指摘をいただいて、そういう長妻委員の御意見を賜って、一つ一つこ

れを解決していく。それで、今申し上げているように、私は、今委員がおっしゃった紙台帳との突き合わせ、これもやらないといけないと思います（長妻委員「期限は」と呼ぶ）

茂木委員長 勝手に議論を進めないでください。委員長の指名に従ってください。

舛添国務大臣 しかし、まず優先順位をしつかり決めて、まず、それよりも一人一人の年金を確立する。それでまず五千万の名寄せをやる。その前提で五百二十四万件をやっていくということでございますから、これは、私は先ほど来申し上げているように、そういう決意で取り組みますということでありまして、とにかく一つ一つ優先順位を決めてやっていく。

私は、だから、認識が委員と若干違つのは、それをやらない限り前に一歩も進めませんということではなくて、順次やっていきます。そして私はそういう決意で取り組みますということです。（長妻委員「委員長、期限、答えてないよ。期限、聞いているんです」と呼ぶ）

茂木委員長 聞きますが、もう一回（長妻委員「いや、さっき聞いたから」と呼ぶ）

では、期限についてももう一度答えてください。舛添国務大臣 それは、私はそういう決意で取り組みますので、ぜひ人手の問題それからコストの問題、こういう解決をして、それは、私は関係閣僚会議を年金記録問題についても立ち上げてもらいました。そういうところで財源の問題、人手の問題、きちんと議論をした上で、私が先般申し上げたことが実現できるように全力を挙げてやり

たいということは今も申し上げておきます。

茂木委員長 長妻君。（長妻委員「いや、委員
長、期限、言つてないよ」と呼ぶ）

長妻君、指名をいたしました。（長妻委員「お
かしいじゃないですか、委員長」と呼ぶ）答えら
れる範囲で答えていると思います。

長妻君、続けてください。もう一度質問をし
てください。

長妻委員 これ、議事録二ページ目に配付申
し上げておりますけれども、舛添大臣はこういう
ふうに我が党の櫻井充参議院議員に答弁されてい
るんですね。後半の方ですけれども、「いろんな
田舎の町なんか置いてある紙台帳というのが突
き合わせをやっていく、そういうことを全部やっ
て、ですから、二十二年に新しい年金機構ができ
るときには、それと同時にデータの完璧性を期し
たいと思つているんです。「こういうふうきち
つと期限を答弁されているんですね。」

これはぜひやりましようよ、大臣。官僚は、我
が党が昨日、山井議員などとヒアリングをしたら、
そんなものは大臣が勝手に言つたんで、聞いてい
ない、こういうことを明言しているんですよ。そ
んな官僚を許しちゃだめですよ。

二十二年の一月、今から二年二カ月かけてやる、
こういうことをぜひ明言してください。

舛添国務大臣 今長妻委員がお読みいただいた
この資料の中で私が申し上げているのは、「二十
二年に新しい年金機構ができるときには、それと
同時にデータの完璧性を期したいと思つているん
です。「これに尽きるわけございません、それ

はぜひやりましよう。ぜひやりましよう。」

ただ、そのときに、私がもう一つ常に考えてい
るのは、それは今何十億使つてもやつてよろし
い、何十万人の人を雇用してもやつてよろしい
といふんならば、それはやれます。頑張つてやり
ますが、ただ、それは私はやはり公平に考えて、
資源が限られている、人手も限られているところ
でやらないといけないときに、それは国会の皆さ
んの御了承もいただき、国民の皆さんの御了承も
いただいてやる。ただ、ここに書いておられると
新しい組織ができるときには、同時にデータの完
璧性を期したいということでございますから、私
の先ほどの答弁はここから間違つているとは思
っておりません。

茂木委員長 大臣、答弁は簡潔に願います。

長妻委員 いや、これ、大臣、二十二年一月に
日本年金機構が発足する。我が党の案は歳入庁が
発足する。同じ時期なんですね。つまり、それま
でにすべて解決しておかないと、わけがわからな
くなるんですね。新しい組織に行つて、また資料
が散逸したりして。これがもうタイムリミットな
んですよ、根本解決の。

今言われたのは、何十億かかるか、あるいは何
十万人かと言われましたけれども、ですから見積
もりしてください。これ、もう何度も質問主意書
でも聞いていますよ。全部の紙台帳と突き合わせ
してデータを正しくするには、人、物、金、どれ
だけかかるのか、これを見積もりする、この委員
会に出す。明言してください。

舛添国務大臣 何月何日までにとつことは今

お答えは申し上げませんが、その方向で努力しま
す。

といつのは、今本当に限られたマンパワーで、
私は優先順位をつけて、その五千万件を一生懸命
やっています。そうすると、その人手も全部とら
れちゃうわけです。そこで、その優先順位は私に
お任せくださいということを申し上げているん
です。

長妻委員 いや、これ、私が予算委員会などで
福田総理大臣に、国家の危機です、今現在、この
年金不信、国家の信頼に直結するんだ、国家プロ
ジェクトでやってほしい。

こういうことを何で我々、口を酸っぱくして言
つているかといつと、今はつきり言つと、残念な
がら、社保庁の仕事が終わつた後、言葉は悪いで
すけれども、片手間で今処理しているんですよ、
現実には、マンパワーはふえているわけじゃありま
せん。そういう意味では、国家プロジェクト、全
省庁を挙げて、余剰人員全部集める、守秘義務を
かけて民間に委託をする、こういう、人をきちつ
と措置しないと、こつちをやっているから、二つ
は同時にできない、こんな今の答弁になつてしま
うわけで、これは国家プロジェクト。大臣は抱え
込まないで、全省庁でやる、そしてここで約束し
ているわけですから、これ、もう一回聞きませう
けれども、そうすると、あと二年二カ月ですべての
紙台帳を照合して、コンピュータデータを正し
くする、こういうことでよろしいんですね。公約
ととらえていいんですね。

舛添国務大臣 それは私の決意でございますか

ら、全力を挙げてその私の決意が実現できるように努力いたします。

ただ、何度も申し上げますけれども、優先順位、私は一人一人の個々人の年金を早くやりたい。それから国家プロジェクトであることもわかっていきますし、全く長妻先生と意見は同じなんです。だから一生懸命、閣僚会議も立ち上げて、それから例えば第三者委員会だつて人が足りませんから、これも職員倍増するようにあらゆる省庁からかき集めてやります。

だから、全力を挙げて努力をしますけれども、私の今の優先順位だと、その紙台帳、何冊あるからこれでどうだという見積もりをつくるよりも、今一日も早く皆さん方の年金、一人一人の記録をやる方が先だ。そういう、無尽蔵に資源があるならばできますけれども、どうか私の優先順位に基づいて資源を配分しているという考え方を御理解いただきたいと思います。

長妻委員 これ、結局、我々もいろいろこれまで質問して、期限がない約束というのは結局うやむやになっちゃうんですね。これまでの例からいって。

そして、今決意と言われましたからぜひ、二年二カ月ですべての紙記録と照合するには、では人物、金、どれだけかかるのか、この積算を今やらなければうやむやになりますよ。今こういつ時期に大臣がやると、ここで大臣が答弁すると、大臣の背後にある何万人もの組織が動くんです、そこで大臣がぶれなければ、ここで格好いい答弁して役所に戻って官僚に説得されて、ああ、やっぱり

撤回しよう、こういうことのニュアンスに聞こえるわけですよ、さっきの参議院での予算委員会の答弁が。

ですから、もうここで言うてください。官僚に相談したら、できないできないですよ。ですから二年二カ月で紙記録と全部照合するには、人物、金、どれだけかかるのか出す、こういう見積もりを早急にこの委員会に出す、これは本当に重要なことです。ぜひお願いします。

舛添国務大臣 官僚に相談して物事を決めたことはありません。私の指示で全部動いています。まず、そのことを申し上げたい。

それから、まずその五千万件の名寄せ、三月まで、これに私の力を注がせてください。そして一つの提案ですけれども、三月、それでここまでいきました、その段階で、例えばやらせてくださいよ。というのは、長妻委員とそこが違うのは、今一生懸命その見積もりをする、例えば人間が五人必要だつたら、その五人は名寄せの方に使った方がいい、こういう優先順位で申し上げて、やらないうと逃げているとか役人の言いなりだということではありません。全面的に全力を挙げて努力をしております。

長妻委員 これ、大臣、本当に認識を変えていただきたいのは、五人とかなんとかという話じゃないんです。これは本当に国家の危機で、国家プロジェクトで、下手したら数万人とかそういう総人員が必要になる可能性だつてあるんですね。ですから、ここでもう見積もりをとる。二年二カ月ですべてを、紙台帳を照合するには、人物、金

どれだけかかるのか。

なぜ私、こういうことを言っているかというところ、今五千万件の問題がクローズアップされています。当然、五千万件を統合する、これは重要です。しかし、それ以外、今統合されて持ち主がわかってる厚生年金、国民年金の記録、御存じのように一億五千万件あるんですね。これ、統合されています。しかし、その中に受給に影響のある入力ミスが見つかりました。これは政府も、柳澤大臣の答弁で明らかにしました。ですから、統合しても安心じゃない。

つまり、紙台帳からの入力ミスがたくさんあるんで、そこを直さない限り、根本解決にはいかならぬというのが我が党の主張でありますので、ぜひここで、見積もりぐらいいいじゃないですか。二年二カ月でやるには、人物、金、どれだけかかるのか、指示して、この委員会に出させますと。何でこれ、与党もまたかばうんですか。

舛添国務大臣 例えば私が作業して、紙台帳からコンピューターに移すときも、神様ではありませんから、百件全部をやって百件完璧かどうかわかりません。しかし、百件全部間違えるということとはまずない。百件やったら、九十五件ぐらいはそれは正しいでしょう。

ただ、その五件をほつたらかして置いて、これを片づけられない限り、ほかの九十五件に手をつけられないということとは優先順位じゃありませんよ。まず九十五件からやらせてください。ですから、とにかく五千万件、きちんとやらせてくださいよ。その上で、私はきちんと見積もりをや

るならやるというのを申し上げているんです。

長妻委員 そうしましたら、大臣、御自身の発言に責任を持っていただきたいと思つんですが、この議事録ですね。つまり、この議事録では、翌朝の朝刊にも全部出ましたよ、大臣の公約だということ。二年二月でやると言われてますから、二年二月でやるには、どの程度、先ほど数十億円、数十万人と言われましたけれども、その程度の想定を持って答弁されたんですか。数十億、数十万人ということは確認されておられるんですか。

舛添国務大臣 その数字は例えて申し上げたわけで、五人とかいうようなことも例えて申し上げたわけで、ですから、ここには「二十二年に新しい年金機構ができるときには、それと同時にデータの完璧性を期したいと思つています。」と。だから、翌日の新聞がどういふ報道をしようか、それは報道機関の自由です。しかし、ここにきちんと書いてあるとおりで、るる説明していますように、私は物事に優先順位をつけないと、資源が無限であればそれはきょうでもやれます、だけれども、やるとすれば、せめて、その見積みも出すのも、どうか五千万件の名寄せが終わる三月からにしていたきたいということをお願い申し上げます。

長妻委員 いや、そうすると、大臣、ちょっと驚くのは、二年二月以内でやると言ったのは、これは根拠のない当てずっぽうで言ったということですか。（発言する者あり）

茂木委員長 答弁の前に、答弁者、質問者、委

員に申し上げます。御静粛をお願いいたします。

舛添国務大臣 この年金記録問題を解決するというのは、まだだれもやっていない、未知の領域に立ち向かってやっている仕事であります。ですから、今申し上げたように、どれだけの件数があり、どれだけがあるかということ、それはサンプル調査であっても、どこまで正確かわかりません。

これ、私は何度読んでも、「二十二年に新しい年金機構ができるときには、それと同時にデータの完璧性を期したいと思つています。」ということをお願いしているわけですから、当てずっぽうとかなんとかということではなくて、それを期したいと思つて全力を挙げますから、どうか皆さん、御協力ください、そういうことも含まれております。

長妻委員 根拠がなくて言ったのであれば、しかし、これはもう言ったことですから、では、根拠を、きちつと裏づけをとるといのが大臣の仕事だと思えますよ。ですから、その根拠となる見積みも、人、物、金がどれだけかかるのか。では、これは総務省と今やっている、ほかの省庁との連絡会議があるから、見積みも別の省庁につくらせてもいいじゃないですか、経済産業省だつてやっているんだから。

今わかっているだけで八億五千万枚の紙記録がある。我々は中身を全然見せてもらっていないので、何件入力するのか、どういう作業なのか、細かい状況がわからないわけですね。ですから、政府に出していただきたい。そして、それが可能で

あれば全力でやる、こういうことを政府が覚悟するのであれば、我々も協力しますよ。

ただ、その見積みも全然わからない、人、物、金なんか出さない、忙しいから出さない、こういう態度じゃ、また参議院選挙の前と同じ状況になりますよ。ですから、社保庁に見積みもさせるんじやなくて、忙しいんだつたらほかの省庁に人、物、金の見積みもをさせるとぜひ答弁してください。

舛添国務大臣 そういう可能性も含めて、関係閣僚会議がございますので、各省庁の協力を得ます。ただ、何度も申し上げますように、とにかく五千万件の名寄せを最優先にしたいと私は思っています。

長妻委員 協力してやってくださいよ、大臣。これは、ですから、閣僚会議をせつかくつくつたんだから、ほかの省庁で手が余っているところもありますから、二年二月で、一番の根本解決だと思つています、我々は、そのデータの訂正をするには、人、物、金がどれだけかかるのか、これをきちつと見積みも、そして、この委員会では報告すると、いいじゃないですか、それを言うていただいても、何で言えない。

舛添国務大臣 何月何日までということは今申し上げませんが、今長妻委員が御提案のようなことも、各省庁とも相談して、全力を挙げて私は私のこの決意が実現できるように努力をいたします。

長妻委員 ということは、人、物、金の見積みも出すということですね。

舛添国務大臣 先ほど答弁したとおりでございます。

長妻委員 出ずんですか、見積もりを。

舛添国務大臣 そういう方向で主力を挙げて努力します。各省庁とも相談をしないといけない、お金の問題もある、人手の問題もあります。

しかし、おっしゃるように、そういう仕事をするときにはいろいろな見積もりがある、工程表をつくるということは前提ですから。ただ、何度も申し上げているように、まず五千万件をやらせてください、それをお願いしているんです。そして、これはおっしゃったような工程表をつくりま

す。長妻委員 当然、五千万件の処理というのは、これはどんどんやっていただく、これは当然ですよ。しかし、根本解決策を逃がっているんです、政府は。期限も言わない。（発言する者あり）

ですから、もう一回、今与党席から私の質問はしつこいしつこいと言われましたけれども、確認しないと逃げるんですよ、政府はこれまで。与党というのは、一度でも不祥事を追及したことがあるんですか、政府の。何がしつこいんですか。きちつと確認しないと被害者の補償が進まない、逃がすわけにはいかないんですよ。

見積もりはきちつととりまますね。

舛添国務大臣 逃がっているわけではなくて、全部とにかく、長妻委員がいい指摘をいつもやっていただきますので、そういういい御指摘、我々が見落としている、いい御指摘をいただいたのを一つ一つ確実に手を打っていくということでありま

すから、おっしゃったことについても、これはそ

ういう方向できちんと工程表を出したいと思いま

す。したがって、見積もりをつくりま

す。長妻委員 ぜひ早急にお願いをしたいと思いま

す。次に、脱退手当金の問題でござい

ますけれども、これは私どもの事務所にも多くの御相談が来ているんですよ。脱退手当金をもらっていないのに、あなたはもらったんだと社会保険庁から言われて、その間の記録が抜けている、金をもらったんだから抜ける制度ですね。

そういうことで、もらった、もらわないの非常に多くの御相談が来ているんですけれども、これは配付資料の三ページ目でございますが、昭和二十一年度から平成十八年度まで、脱退手当金を裁定した方、決定した方が約六百四十万人もおられる。そこで、払い戻された金額というのが一千五百六十億円ある。

そして、四ページ目を見ていただきますと、トラブルが、実は昭和三十六年ぐら

から政府は把握していたんじゃないかという、これは政府の通知です。厚生年金保険課長が出した通知には、「請求者本人の意志を確認することなく、退職の際事業主等から便宜的に裁定請求がなされている事例が見受けられる」というふうに書いてあって、つまり、本人が意思を表明しないとお金をもらって脱退することがあり得ないのに、勝手に事業主がやっちゃっているんだと。こういうことが昭和三十六年に確認されて、措置をきちつととれ

た。しかし、その措置がとられた形跡はない。このトラブルも多い。

そして、五ページ目でございますが、これも社会保障が出した通知でございますけれども、昭和三十八年にはこういうトラブルも把握しているわけですね。つまり、「脱退手当金の請求は制度からの完全な脱退を意味しているので、被保険者台帳記号番号の重複等のため被保険者期間の一部を把握できないで脱退手当金を支給したことが判明したときは、その支給決定を更正すべきである。」つまり、脱退手当金をもらってしまつと、その前に入っている厚生年金すべてが脱退になるということになるわけですね。

ところが、このときからトラブルがあったのは本当はすべて脱退になるはずなのに脱退になっていない厚生年金の部分が残ってしまったというところで、これは記録の問題とも密接に絡む話なんです。把握しているんです、政府は。脱退手当金に関する抜本的調査、これをぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

舛添国務大臣 脱退手当金制度自身の御説明はもうよろしいですね。ちよつとこれは複雑ですけども、今長妻委員が御説明したことで説明にかえたいと思います。

これは、何とか今言った調査をやらぬといかぬと思っております。ただ、本当にこれをいつも私は申し上げて恐縮なんですけれども、本当にレガシーシステムというのは動きがとれなくて、これは新たなプログラムをつくらないといけないんです。だから、これまた何とか資源の余裕のある限りでつくりたいと思えますけれども、まずそれをやれるか。委員、今のレガシーシステムですぐ出せ

いうのは困難です。これはそういうシステムになっていない。ですから、ぜひプログラムを組んでやれということであれば、これはそういう方向で検討して、きちんと、この問題も今おっしゃったように一つの問題ですから、解決したいというふうに思っております。

長妻委員 ぜひプログラムを組んでやっていただきたい、調査していただきたい。

もう一回だけ御答弁ください、調査するということ。

舛添国務大臣 これも実は、今申し上げなかつたんですけれども、同じコンピュータを使って、今、今の五千万件の名寄せと。そうすると、これに新たなプログラムをつくってこの作業をやりますと、またそこがちょっと足を引っ張られるということが起こるので、これもちょっと時間の余裕を賜ればありがたい。まさに優先順位をつけないと、私は、全部できればいいんですけれども……（長妻委員「調査はするんですね」と呼ぶ）ええ、調査する方向で全面的に努力しますが、まずちょっと五千万件をやらせてくださいというお願いでございます。

茂木委員長 答弁者と委員の間で委員長を介さずに勝手に議論を進めないでください。

長妻委員 ですから、いつも社会保険庁は、いや、五千万で忙しいからほかはできないんだ、できないんだと。ですから、国家プロジェクトとして、自分のところで抱え込まないで。いや、大臣、大臣はそういう気がないかもしれないけれども、下のお役所は今そういう形になっているんですよ。

ぜひ中を見ていただいて。

そしてもう一つは、これも私も知らなかったんですが、国家公務員の方が、共済年金、これは国家公務員の方の年金ですけれども、それと同時に厚生年金もダブルで受給している。こういうことがわかりまして、これはダブル受給というのは幾らの金額で、これは地方公務員、国家公務員両方あると思うんですが、当局、来ておられますから、その是非も含めて、数字も含めてお教え願います。

木下政府参考人 お答えいたします。

まず事実関係でございますが、議員御指摘の制度、復帰希望職員制度と申しまして、昭和三十六年の国家公務員共済組合法の改正により創設されておりまして、既に五十四年には廃止されておりますという制度でございます。

それで、まず人数等々の事実関係でございますけれども、復帰希望職員に係る年金額等についてデータが存在いたしますのが昭和六十年以降に年金が決定された職員にのみでございますので、六十年以前の方も含めて年金額等をお答えしろということであれば、一定の前提を置いて機械的な試算になるわけでございます。

例えば六十年以降に年金額が決定されたいろいろな数字のシエアが六十年以前も不変だったとの仮定に基づいて試算いたしますと、まず第一に、復帰希望職員制度が適用されている受給者数は約五千五百五十名。それから、平均出向期間は約四十三カ月。それから、復帰希望職員の平均年金額は、一人当たりですが、約百八十一万二千元。そのうち御指摘の出向期間に係る平均年金額は約

二十万四千元。それから、その期間に係ります年金受給総額は十一億三千六百万円、こういう数字の試算でございます。

それから、制度の是非についてでございますが先ほど申し上げましたように、五十四年にこれは廃止されたものではございますが、当時、民間の被用者は厚生年金適用を原則とする公的年金制度の体系の中、国家公務員が公庫、公団等に出向いたします場合に不利益をこうむる場合がございます。そこで、本制度は、国の人事政策の一環といたしまして、公庫等の国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人に出向したにもかかわらず、職員本人にこうした不利益をもたらすことを避けるために例外的に法律で設けたものでございます。

したがって、その後、五十四年に国共法の改正により廃止されておりますが、本制度はこうした創設当時の年金制度を取り巻く状況においては必要な措置であったと我々は考えております。

松永政府参考人 地方公務員共済組合の關係につきましてお答え申し上げます。

まず、関係の方のいろいろなデータでございますが、地方公務員共済につきましても、大変縮小でございますが、一定の前提を置いた上で極めて粗い機械的な試算を行わせていただきますと、次のとおりでございます。

復帰希望職員制度が適用されている受給者数は約七百七十人。復帰希望職員の平均出向期間は六十九カ月。復帰希望職員の平均年金額でございますが、約百六十八万五千元。そのうち公庫、公団

等への出向期間に係ります平均年金額は約一十七万八千円。それから、復帰希望職員の出向期間に係ります年金受給総額は約一億一千四百万円ということになるのかというふうに考えております。

この制度につきましては、地方公務員共済組合は昭和三十七年に創設されておりませんが、制度創設当時から、国家公務員共済組合につきまして同様の制度が設けられておりますが、それとほぼ同様の趣旨でこの制度は設けられておつたものでございます。昭和五十四年に同じように廃止されておりませんが、やはり国家公務員につきまして同じように、創設当時の年金制度、こういうものを取り巻きます状況におきましては必要な制度であつたというふうに考えているところでございます。

長妻委員 これは結局、国家公務員で、今の説明のとおりダブル、厚生年金と共済年金両方受給している人が、今現在で御存命の方で受給している人は五千五百十人が推定される。その出向時期だけ本当は厚生年金にならなきゃいけないのに、便宜的に共済もダブルでもらえる。その出向時期だけの共済の受給額が、トータルで十一億三千六百万円が一年間に毎年出ている。そして、地方公務員は七百七十人で、同じベースで二億円だ、こういうこと。

先ほどの説明と、私も事務方から説明を聞いて、やはり非常に官尊民卑の話だ。先ほど御答弁されたのも、不利益をこうむるからこういう制度をつくつたと。公務員が不利益をこうむる。つまり、今もそうですけれども、特殊法人、公庫、公団、というのは厚生年金適用事業所ですね。国家公

務員の身分じゃなくなるから厚生年金になつてしまふ。そうすると、厚生年金というのは三階建て部分がないから、低い年金だから、それじゃ不利益をこうむるから、出向しているにもかかわらず、移籍をしたにもかかわらず共済を便宜的に続けてあげよう、しかも両方もらえるようにしてあげよう。

さすがにまずいということで昭和五十四年末に廃止をされたというふうに聞いておりますけれども、被保険者が廃止されただけで、受給している人は今もなおずっとダブルでもらい続けているということ。これは、公的年金制度は複数同時に入るといふのは多分ないんじゃないかと思つたんですね。何で自分たちが不利益をこうむるから二つダブルで入れちゃつんだ。

大臣、これは見直す必要があるんじゃないですか。今現にもらつていらっしゃるんですよ。

舩添国務大臣 委員おっしゃるように、やはり官尊民卑、私も、こういうことはあつちやいけない。それは、あえて言えば、掛金は両方払っているんだと言われるかもしれません。しかし、そういうことはあつちやいけない。ただ、その時期にはこれは認められていたことでありますから、今受給していた人から、掛金もダブルに払っているのに引きはがすというところまでいけるかな、法的にも、そういうことは考えております。そういうためにも、被用者年金の一元化、これをぜひ皆さん方のお力で実現させていただきたいと思ひます。

長妻委員 これは今現在の、そして、制度は廃

止をしたといつても、これも不可解なんですね。

つまり、今現在、独立行政法人とか特殊法人、公庫等に出向する方、移籍するわけですけども、その方は本来は厚生年金適用になるはずなのに、それはならない。今度はダブル受給はできないけれども、共済をずっと続けてあげましょう、本当は厚生年金なのに、こういうおかしな制度も、結局事務方に聞くと、いや、共済の方が三階建てがあるからいいんだ、それを続けたいんだと。でもそれは制度として厚生年金になるんだから、それはだめですよ。一般の方はそんなこと、ぜいたくできますか。サラリーマンをやめて国民年金になつた、国民年金は受給額が低いから厚生年金を便宜的に続けましょうなんて、そんなことあり得ないですよ。

ですから、大臣、これは見直す。確かに保険料はもうダブルで払つておられますから、保険料を返して、片方の制度をなくしていく、受給をなくすとか、何にも措置されないんですか、大臣。

舩添国務大臣 現に制度は終わっていますから、今受給されていた方をどうするか、これはまた与党ともきちん議論をして検討してみたいと思ひます。

長妻委員 このくらいは自分の御判断で答弁していただきたいと思つたんですね、大臣ですから。次へ行きますと、厚生労働省の職員の高額アルバイトの問題でございます。

十四ページでございますけれども、平成十八年度、一番アルバイトで稼いだ方が、一位が医者さんでございますけれども、厚生労働省の職員で

ある国立循環器病センターの部長さん、二千八百万円をアルバイト、原稿料とか講演料で稼いでいる。そのうち、医薬品メーカーからの報酬というのがほとんどを占めて、二千百万円占めておられる。しかも、この方は、職員であると同時に、薬事・食品衛生審議会薬事分科会副作用・感染等被害判定第二部会にも所属して、副作用をチェックする、製薬メーカーのお目付役ですね。それが、贈与報告書に出ているものの、二千万円ももらっている。

例の、午後にフィブリノゲンの話などございませぬけれども、何か癒着して甘くなっているんじゃないのかというふうに我々は危惧を持っていますのでございませぬ、これは高額過ぎませぬか。どうですか。

舛添国務大臣 これは現実に調査を行いました。公務員が報酬を得る場合には、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に基づいてかくかくしかじかやらねばならないということがございますけれども、例えば講演、この多額の金額のもとになつていますが、勤務時間外など日常業務に支障がない範囲で行つてということで、日常の時間に行つときには年次有給休暇を取得した上で行くと。

さらに、報酬の算定に当たつても、国家公務員倫理規程に基づいて、厚生労働省倫理監督官が定めた基準の範囲内で行っているかどうかということと調べましたら、そういう違反に当たることはないということ……（長妻委員「金額」と呼ぶ）金額も、調べましたら、この方はもうスーパーマンのような方で、一回の金額が多いのではなく

て、物すごい回数をおやりになっているということとを聞いております。

それから、製薬メーカーからもおつがどこからもおつが、国家公務員の規程というのはありますから、それにきちんと適合していることが必要だ、そういうふうに思います。

長妻委員 いや、ですから、政治家ですから、規程を見直す必要があるんじゃないかと。規程に合っているから何でもいいということじゃないですよ、我々は。

そして、この方に対して、我が党の小宮山泰子衆議院議員は、ことし五月二十五日の決算行政監視委員会でも質問をしたときに、菅総務大臣はこう答弁されているんですね、「非常識で理解に苦しむ額だなと私は思っています。」と、この二千八百万という数字を。

そして、午後にも我が党の菅議員、山井議員から質問がありますけれども、C型肝炎の問題で、三菱ウエルファーマ、ここからの贈与等をまとめてみますと、十五ページ目でございますけれども、多くの方が、厚生労働省の職員が報酬をもらっておられる。その中で一番多いのは、国立循環器病センターのこれもまた部長さんで、五十二万円、三菱ウエルファーマから報酬をもらっている。トータルでは、この方は一年間でアルバイト代を医薬品メーカーからだけでも三百万円もらっていますけれども、その内数が五十二万円であります。しかも、この方は、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会に所属している方なんです。

ですから、全部規則が合っているからいいんだというふうに本当に言えるのかどうか、金額とか状況を見て、これは私は一回調査する必要があると思うんですが、本当に、規則に違反していないから全部オーケーだ、こういうふうに言えるんですか。

舛添国務大臣 まず申し上げたのは、規則ということで適用すれば、これは違反していない。しかし、今委員がおっしゃったように、製薬メーカーであるとか利害関係者であるとかそういうところで頻繁に講演をして報酬をもらうということはやはり私は国民の不信を高めることになると思いますから、そこをしっかりと考えてくださいよ、そういう形で厳正に指導し、しかも、今実例が挙げた方々に対しては、既にそういう形でお申し入れをしております。

長妻委員 いや、ですから、C型肝炎に対する対応をめぐって厚生労働省が批判されているわけですよ。医薬品メーカーに私は甘いと思っております、その背景にこういうことがあるとすれば問題だから、一回調査をしてみたいということをもう一回言っていたらいいんです。

舛添国務大臣 いささかもそういう不信感を持たれることがあってはいけませんので、きちんと実態を把握してみたいと思います。

長妻委員 そして、もう一つは、厚生労働省が脱税をしているんじゃないか、こういう問題でございませぬけれども、十一ページでございます。

これは脱税をしていますか、していただいたらどれだけの金額ですか。お答えください。

舛添国務大臣 御指摘の件ですけれども、厚生労働省職員の生命保険の団体取り扱いを行っている任意団体のうち、一部の部局における団体において、団体生命保険の手数料収入について適正な納税処理がなされていないということでございます。

特に、都道府県労働局では、四十七局のうち二十六局における団体が、平成十四年度以降確認してきたもので合計一億五千五百八十八万円の手数料収入について、適正な納税処理を行っていないということでございます。

なお、これらの事例は、重加算税の対象となるような隠ぺい、仮装等が行われていた悪質なケースではないということは聞いていますが、今のよう数字でございます。

長妻委員 結局、地方厚生局五局、都道府県労働局二十六局、省内三互助会が脱税をしていたということですが、しかも、生命保険に職員の方がお入りになるといことは、これは悪いことではありませぬ。しかし、生命保険の団体取り扱いということ、つまり一括して入るといえる便宜があるんですね。つまり、事務手数料というのがもらえる。これは公務の話ではないので、別にお金をためておく、こういふところが税金を払われている。なかった。

しかし、もう一つの疑問は、ではその会計係はある意味では私的なことを勤務時間中にやられているというお話でしたけれども、そういう形でしかも納税をしていないということ、今後ともこれは続けるということによるしいんですか。

舛添国務大臣 今後とも続けるのではなくて、きちんと納税しないといけないものをしなかった。こういうことは許されることではございませんし、今、長妻委員が御指摘のように、勤務時間内でそういうことをしたということであれば、あれは収益事業としての課税の対象になるわけですから、それはきちんと厳しく指導してまいりたいと思います。

長妻委員 ぜひ税金もきちつとさかのぼって払っていただきたい、これは当然だと思いますけれども。

そしてもう一つ、独立行政法人の天下り団体です。

たくさん天下っておりますが、勤労者退職金共済機構、これも私が衆議院の本会議で代表質問させていただいたときに、中小企業の退職金、四十九万人、三百六十五億円が未払いだ。こういう指摘を申し上げましたが、この同じ団体が建設業退職金共済事業というのもやっておりますね。建設業で働かれています。いわゆる日雇いの方々に対して退職金を国が補助する、こういう制度もやっております。調べると、未払いがこちらもかなり多いのではないかとということで、十七ページでございますけれども、四十一万人が更新してないということなんです。この四十一万人というのはどういふ数字でございますか。

舛添国務大臣 これは、建設業退職金共済制度において、掛金の納付の月数が二十四カ月以上で、かつ、過去三年以上手帳の更新実績がない被共済者が約四十一万人、そういう数字でございます。

長妻委員 ですからこれは、最後の手帳の更新をして三年間更新されていない、しかも受給資格のある人が平成十八年度末で四十一万人おられる。ですから、これを問題ない方と問題ある方を仕分けしてほしいと申し上げたんですが、それはできない。ということは、我々としては、この四十一万人が未払いになっている可能性があるんじゃないのかと言わざるを得ないですね。

四十一万人のうち、本当に未払いになっている人が何人かということは調査していただけないですか。

舛添国務大臣 これは、既に若干私もこの制度を調べまして、調査もかけてみましたけれども、今の段階で、例えば、出稼ぎの労働者で、冬の間だけ北国の方から出てきてやられる、それで年間三カ月働く。あれは、委員御承知のように、共済の手帳に事業主が雇用日数に応じて共済の紙を張っていくということ、それが一年分になれば更新するわけですから、年に三カ月しか出稼ぎに来なければ、四年かからないと更新の時期が来ない。そういうようなことがございます。

それから、今言ったような例も含めて、一年ごとの更新がわかればそこでチェックできるんですけれども、長期により手帳を更新してない方をどういふふうにして探るかというのは非常に難しいので、実態調査を今、一生懸命やらせていますけれども、今のような事情があつて大変難しい。ただ、今後とも努力はするといふふうに申し上げます。おきたいと思えます。

長妻委員 ぜひ実態を把握していただきたいの

は、私も現場の方とお話をすると、いやこれはこの制度に入っていると入札のとき経営の点数が上がる、つまり、入札のランクも上がる可能性が出てくるので有利になるんですね、御存じの方は多いと思いますけれども。

ですから、そういうことで、この制度には入る入るけれども、その手帳をもちょうけれど、肝心の日雇いの方に渡していない、目的は別にそういう方の福祉じゃなくて、入札を有利にするためだから、手帳を自分のところで抱えちゃっている、本人に渡っていないというケースもあって、結局天下り団体を養うだけの存在価値ということになりかねないので、これも指摘しておきますので、ぜひ厳しく調査をしていただきたい、お話がありましたので、ぜひよろしく願います。

そしてもう一つ、これも私もびっくりしましたが、二十四ページでございませけれども、かつて民主党が参議院選挙の前に再三再四要求して、企業年金連合会の不払いの問題、未払いの問題、これは、選挙前に政府は把握したにもかかわらず、選挙に不利になると思ったのか、選挙が終わった後、一千五百四十四億円、申請漏れが百二十四万人ということを出してこられた。これに関して、住所をほとんど把握されていないということが大きな問題になったわけでありまして、何で把握されていないのかということ、これは私のところに、最近はないかということに、日本全国、多くの方から、問題点の指摘のメールとかファクス、手紙をたくさんいただきます。本当にありがたい話です。それで、この点も指摘があった。二十四ペ

ージですね。

つまり、企業年金連合会、前身は厚生年金基金連合会というところなんです、この郵便はがきというのは、あなたが会社の基金から当時の厚生年金基金連合会に移ったときに、ここに移りましたよという通知なんです。そのところの（一）に、「この「お知らせ」が到着した後、年金の請求をするまでの間に氏名、住所の変更があっても届出の必要はありません。」なんて書いてあるんです。「氏名、住所の変更は年金を請求するときに訂正します。」と。

請求書がなければ請求できないわけで、つまり、何で住所の変更があれば直ちにお知らせくださいというふうに書かなくて、「届出の必要はありません。」こういう驚くべき通知をずっと送っていたということ、私は、舛添大臣の九月七日ですかの記者会見の発言で、この企業年金連合会というのは、企業年金は勝手に企業がやるものだ、そこまでお上にやれと言ったのか、官の責任に関してそういうお話がありましたけれども、しかし、厚生年金保険法では、立入検査の権限や報告徴求の権限や監督指導、是正勧告の権限があるんですね。これはやはりきちっと権限を使ってやっていただかないといけないので、こんなふざけた通知をずっと出してたんです。住所変更でも届けられない。これは新たな事実ですから、どうされますか。

舛添国務大臣 ます、私は、企業年金連合会の理事長を呼んで、第一義的には会社がいっぱいしてくれないとだめですよということをしつかり申

し上げた。後はどういつぶんに皆さんが報道されるかは別ですが。

しかし、役所が何の責任もないということをし上げていないので、今の住所変更をやらないういなんというのは、おっしゃるとおり、とんでもないことでございまして、現在の様式では、これはちゃんとやるように書き直させてあります。

長妻委員 こういう過去の責任もぜひ追及をしていただきたいというふうに思います。

そして、最後に、年金の保険料の横領の問題です。

今、我が党も強く要請をいたしまして、社会保険庁の職員、OBすべての聞き取り調査というのを当局がされている。そのときに、これまでは、実際に国民年金を扱う国民年金推進員はなぜか除外して調査されていたのですが、我々がそこも調査の対象に加えてほしいということ、その国民年金推進員、現役、OBも全部今調査をされておられるということです。

周りで横領を見聞きしたことがあるでしょうか、こついつような調査であります、十月十二日締め切り、国年推進員は十一月二日締め切りということでありませけれども、既に締め切った中で、新たな横領というのは、発覚した事案があればぜひ教えていただきたい。対応も含めてです。

茂木委員長 舛添大臣、質疑時間が終了しておりますので、簡潔にお願いいたします。

舛添国務大臣 要するに、二十三日現在で七千六百人から回答が参りました。今、来たばかりですから、これを一生懸命集計しておりますので、

まだわかっていません。わかり次第お知らせしたいと思います。

長妻委員 終わります。ありがとうございました。

茂木委員長 午後一時から委員会を再開することし、この際、休憩いたします。

午後零時十八分休憩